

# 不用品を売るつもりが大切な貴金属を買い取られた!?

〈今回の相談事例〉

「不用品な洋服や靴はありませんか?何でも買い取ります。」と電話があり、以前から古着を処分しようと思っていたので来訪を了承した。翌日、業者が訪ねてきたが、用意していた古着はあまり見ず、「貴金属はありませんか?」と聞いてきた。「ない」と答えたが、「古くてもいい。見せてもらうだけ。」としつこく言うので、昔買った指輪を見せると、「古着と合わせて5,000円で買い取る。」と言い、5,000円と書類を置き、指輪と古着を持ち帰った。指輪は売るつもりはなかったので返してほしい。(60代女性)

【アドバイス】

## ●業者の本来の目的は貴金属です!

「不用品を何でも買い取る」と言うので来訪を了承したが、売るつもりのない貴金属を買い取られてしまった、という相談が多く寄せられています。業者の本来の目的は貴金属です。一度、見せてしまうと強引に買い取る業者もいるため、売るつもりのないものは、絶対に見せず、きっぱりと断りましょう。強引に居座ったり、貴金属を出すように脅されたりした場合は、すぐに警察を呼びましょう。

## ●クーリング・オフができます。

今回の相談のような自宅での買い取りを「訪問購入」といい、契約書面の交付から8日間はクーリング・オフが適用されます。また、クーリング・オフ期間中は物品の引き渡しを拒むことができます。悪質な業者の場合は、買取後にすぐに他の業者に転売する場合がありますので、契約をしても、その場で引き渡さず手元に置いておきましょう。また、不用品を売る場合は、1社で即決せず、複数の業者から見積もりを出してもらい、比較検討し、家族などにも相談しましょう。

## ●困ったときは、すぐに消費生活センターや警察に相談しましょう!

### 二セ電話詐欺に要注意!

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188<sup>いやや!</sup>(あなたの地域の消費生活センターにつながります)  
 福岡県警察相談窓口 ☎ #9110(24時間対応)



まもりん



みもりん